

## 島嶼の発見と海賊



島田 征夫  
(早稲田大学名誉教授)

はじめに

- 1 中世における個人と国家
- 2 大航海時代と私掠船の活躍
- 3 グロティウスと海賊
- 4 海賊による島嶼の発見

むすび

### はじめに

人類の歴史は、領土の争奪がその根源にあることが少なくない。領域をめぐる争いが戦争に発展し、講和条約が結ばれ終息する。講和条約では、ほとんど例外なく領土条項が含まれる。

国際法の概説書は、たいてい国家領域取得の権原として、発見、割譲、併合、先占、征服、時効、添付の6通りの方法を掲げている。実際、16世紀前半まで、発見に完全な領域権原の取得をみとめる立場があったが、その後、発見は、「未成熟の権原」にすぎず、この権原は、妥当な期間内に実効的先占により完結されることを要するとされた。

中世当時、封建領主の領土は、支配者の能力に応じてその大きさが決まったと言われる。その考えが後年の大航海時代の海外発展を生む下地になったと思われる。

「アメリカの発見と喜望峰を迂回して東インドにいたる航路の発見とは、人類の史上に記録された、もっとも偉大でもっとも重要な2つの出来事である。」<sup>1</sup>有名なアダム・スミスの言であるが、2つの発見つまりアメリカ大陸とインド航路の発見が現代に通じる西ヨーロッパ中心の世界

<sup>1</sup> アダム・スミス、大河内一男監訳『国富論Ⅲ』中央公論新社、2010年、227頁。

史に途を拓く切っ掛けになったと言ってよからう。

では、何故「発見」なのか。発見には、未知の事物が必要である。未知であったのは、ヨーロッパ人の側であって、南米やインドの人たちは未知ではなかったかもしれない。15世紀までヨーロッパ人はそれ以外の地域を知らなかったし、関心を示さなかった。この時代、かつては「発見の時代」と称されることが多かったが、コロンブスのアメリカ発見は異論が出て、現在では発見ではなく「遭遇」とか「出会い」と言い、大航海時代と言われるようになった。

発見による領域の取得は、20世紀になっても、国際仲裁裁判で言及された例があるため、発見の問題は必ずしも過去のものではないと思う。本稿は、島嶼発見の行為に光を当て、発見がどのようにその後の世界に大きな影響を与えたのかを、特に海賊の活躍を軸に考察するものである。

## 1 中世における個人と国家

中世ヨーロッパを支配したのがいわゆる封建制で、その社会が封建社会である。中世封建社会の特徴について、たとえば、田中はずぎのようにまとめる<sup>2</sup>。

特徴の第1は主体の多様性である。ヨーロッパ中世には、ローマ法王、神聖ローマ皇帝、王、封建領主を初めとしてさまざまな主体や、主体からなるネットワークが存在した。そこには主権国家の存在はない。第2は主体間の関係の複雑さで、さまざまな主体が存在したため、当然に主体間の関係も複雑となった。したがって、現在のような国家関係の一律性は存在しなかった。第3に、領土と主体の関係の流動性であり、領土と土地の区別があいまいで、相続や婚姻による変更が頻繁であった。現在見られるような領土の排他性は存在しない。最後に、国内および国外・国際のあいまいさである。どこまでが国内で、その外が国際かが、はっきりしなかった。

ところで、中世社会で重要なのは集団であって、個人ではないと言われる。中世の個人は、依存と服従と連帯の網の目の中で捉えられ、網の目は個人を相互に結びつけ、また個人を権力者や家族などの集団に従属

2 田中明彦『新しい中世—21世紀の世界システム』1996年、日本経済新聞社、169-171頁。

させていたのである<sup>3</sup>。

相手集団の違法行為の対抗措置としての復讐行為は古代から知られていたが、個人は何もできなかった。中世封建社会における救済制度を補ったのは、血縁をともしする集団であって、身内意識の強い一族集団が違法行為に対して、私的復讐や血讐で対応したのである。家族集団が登場し血縁者による復讐として血の絆が威力を発揮するのは、とくに復讐においてであり、封建時代は私的復讐のしるしのもとで生きていた<sup>4</sup>。私的復讐は、個人の最も神聖な義務であった。

当時海賊は非難されていたが、他方で掠奪は一般に行われ、個人の財産だけでなくその身体にまで及んだ。戦いは奪うための経済的行為と見られ、生産性の低い社会では、自ら生産するより他者から奪うことが効率的だったのである<sup>5</sup>。

人類の敵と言われる海賊であるが、いつ頃からそのような言われるようになったのか。まず古代において、ギリシャ神話に描かれた海賊は、神に寵愛され力を与えられた英雄が武力を誇って掠奪行為を行うというもので、その行為も恥ずべき悪業としてはなく、むしろ神々の力の絶対性を示すエピソードとして描かれている。

未知の人々と会い交易し、未知の海を越えて未知の世界に行く舟が武装するのは自然なことであったが、船舶の機能が向上するにつれ、私的復讐を行う船はしばしば商船を襲うようになり、事実上海賊との区別も紛らわしいことになった。

ローマ時代になると、この見方は一変し、キケロ(cikero、紀元前106-43)は、海賊を「人類共通の敵」とするのである。そして中世も13世紀頃になると、北アフリカや北欧で海賊の群れが発生した。彼らは商船を襲い通商を破壊し、掠奪を繰り返し、嫌われるようになった。国家権力

3 A・ジェラルール、池田健二訳『ヨーロッパ中世社会史事典』藤原書店、1991年、127-128頁参照。

4 マルク・ブロック、堀米庸三監訳『封建社会1』岩波書店、1995年、162-163頁、W. アルマン、鈴木利章訳『中世における個人と社会』ミネルヴァ書房、1970年、68-69頁参照。

5 山内進「人類の敵—グロティウスにおける海賊と航行・通商の自由」稲賀繁美編『海賊史観からみた世界史の再構築—交易と情報流通の現在を問い直す』恩文閣出版、2017年、334頁参照。前掲稲賀書に見える「海賊史観」の語に留意したい。そのうえで、萬歳寛之著『国際違法行為責任の研究—国家責任論の基本問題』成文堂、2015年刊は、十分に研究書として耐えうるかを見守りたいと思う。

が十分に統一されていなかった当時、海賊の跋扈がきわだつ時代であった<sup>6</sup>。そこで、海賊を取締まって海域の航行の安全を維持するため代償として航行税を課したり、一般の通航船と海賊を識別する手段として海上礼式が強要されたと言う。

しかし、国王や君主は、中世の終わりには自らの船舶の名誉のため、許可状を発給するようになる。これが君主による私掠免状の発給である。許可状を受けた私掠船は、私的復讐を合法化する面があった。近世初期においても、私的復讐が海賊行為の別名のような印象を与えていたのは事実であるが、私掠免状の付与は、個人の要求の正当性を保つためや、海賊の嫌疑を受けないため、また君主間の戦争の危険を回避しようとしたためと言われる<sup>7</sup>。

中世社会では、海賊は非難的となったと述べたが、交通通信機関の未発達などがあり、外国へ行くこと自体、海賊の横行などを考えるときわめて危険であった。したがって、外国との交流は稀であり、折角赴いた外国では被害を受けても、地方的権力による救済の観念がなかったため、公正な取扱いを期待できず、自己の力に頼るほかなかった。つまり、国境を越えると自助だけが唯一の保護機能を果たしていた。また、外国人は法的無能力者とみなされ、種々の差別待遇を受けていたのである<sup>8</sup>。

では、中世において国家はどのような存在であったのであろうか。現在我々は、主権国家の並存する国際社会に生きており、国家が個人を統べることは当然のことと考えている。では、ローマ帝国滅亡後宗教改革に至る中世に国家は存在したのであろうか<sup>9</sup>。

我々は国家と言うときわめて堅固で強力なものを想像しがちであるが、中世の国家はきわめて例外的なものと言うことができよう。

6 桃井治郎『海賊の世界史—古代ギリシャから大航海時代、現代ソマリアまで』中公新書、2017年、8、28-31頁、別枝達夫『海賊の系譜』誠文堂新光社、1980年、28-29頁参照。なお、飯田忠雄『海賊行為の法的研究』有信堂、1967年、17頁以下参照。

7 山本草二「中世海洋国際法概念とその変容—トルデシラス条約(1494年)の成立をめぐる」熊本大学法文論叢第9号(法科篇)(1957年)、47頁、寺澤一『法と力』東大出版会、2005年、117、120、126頁参照。

8 寺澤、同上書、117頁参照。主なものは、遺産没収権と控除権である。なお、小畑都「近世ヨーロッパにおける外国人の地位と本国による保護—近代外交的保護制度の史的考察への序論的覚書」山手治之・香西茂編集代表『国際社会の法構造：その歴史と現状』東信堂、2003年、326頁以下、島田征夫『開国後日本が受け入れた国際法』成文堂、2013年、8頁参照。

9 堀米庸三『中世国家の構造』日本評論社、1949年、7頁以下参照。

中世ヨーロッパの社会のどこを見ても国家共同体がはっきり認識できる形で存在していたところはない<sup>10</sup>。中世には国家権力は未確立で地方分権的な要素が大きかったため、自力救済が許される時代であった。

まず注目すべきは、中世初めに出現した教会と国家とに区別できないような存在、教会国家が存在したことである<sup>11</sup>。さらに中世後半に至っても、たとえば、15世紀末にヨーロッパには約30あまりの「国」が存在したが、当時のまま独立国として現在残っている国は、ひとつもないと言われる。中世の国家はそれほど脆弱でありかつ主観的で、全く主権的ではなかったと言えよう。

たとえば、神聖ローマ帝国を例にとってみよう。神聖ローマ帝国<sup>12</sup>は、中世より19世紀まで存続したが、起源は、962年のオットー大帝の戴冠と言われる。皇帝位は血統に基き選挙で選ばれたが、実効支配領域は状況に応じて伸縮した。国制は諸侯勢力を抑えるため皇帝に直属する教会、修道院を支柱とし、11世紀に最盛期を迎えた。叙任権闘争後、教会との結合は弱まり、領邦の自立化が促された。13世紀半ば以後、皇帝は選挙で選ばれるようになり、大空位時代以後領邦国家が多く誕生した。ウェストファリア条約は、ドイツ300諸侯にそれぞれ同盟権があると定めたが、同盟権により同帝国は完全に死に体に陥った。

同条約で死亡診断書を書かれたとされる同帝国について、プーフェンドルフ(1632-94)は、「ドイツ帝国は、何か異常な、怪物のごとき身体だ」と述べ、ヴォルテールも1753年に「神聖でもローマでも帝国でもないこの集合体」と呼んだ。その後、19世紀になって、ヘーゲルが『ドイツ国制論』で、「ドイツはもはや国家ではない。」と帝国の存在抹消宣言を行なったが<sup>13</sup>、帝国は1806年に崩壊した。

これが中世国家の現実であり、個人の存在が云々されると同時に国家でさえきわめて不確実な存在であった。わずかな例外を除いて大半の国

10 ノーマン・デイビス、別宮貞徳訳『ヨーロッパⅡ 中世』共同通信社、2000年、156頁参照。

11 フランク帝国について、山田欣吾『教会から国家へ—古相のヨーロッパ』西洋中世国制史の研究Ⅰ、創文社、1992年、19頁以下参照。

12 ピーター・H. ウィルソン、山本文彦訳『神聖ローマ帝国 1495-1806』岩波書店、2005年、参照。なお、同帝国の領域内における国家形成について、ノルベルト・エリアス、波田節夫・溝辺敬一・羽田洋・藤平浩之訳『文明化の過程(下)—社会の変遷/文明化の理論のための見取り図』法政大学出版局、1978年、154頁以下参照。

13 山内進『文明は暴力を超えられるか』筑摩書房、2012年、173-174頁参照。